

少年法適用対象年齢引下げに反対する決議

当連合会は、少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることについて反対する。

2018年（平成30年）11月16日
四国弁護士会連合会

提案理由

1 はじめに

2015年6月に、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。同法附則11条は、「民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」としている。

法務省は、同附則を踏まえ、2015年11月から「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施した上で、2017年2月には、法務大臣が諮問機関である法制審議会（以下「法制審」という。）に、「少年法の年齢を18歳未満とすることの是非と非行少年を含む犯罪者に対する処遇の充実」について諮問を行い、同年3月から、法制審の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会で議論がなされている。

法制審においては、現在、仮に少年法の適用年齢を18歳未満とした場合に採り得る刑事政策的対応を含めた犯罪者処遇策が検討されており、それらも踏まえた上で少年法の適用年齢引下げの是非が議論されている。

また、2018年6月13日に、成年年齢を引き下げる改正民法が成立したことを受け、今後、「国法上の統一性や分かりやすさ」の観点から、少年法の適用年齢を引き下げるべきであるという議論が加速する懸念が否定できない。

すでに、当連合会は、2015年9月24日に少年法の適用対象年齢引下げに反対する理事長声明を出している。また、当連合会を構成する各弁護士会からも、少年法適用対象年齢を引き下げることについて反対する会長声明が出されており、徳島弁護士会においては2016年11月26日に、高知弁護士会においては2018年6月10日に、それぞれシンポジウムを開催する等、少年法引下げに反対してきたところではあるが、現在の、少年法の適用年齢引下げに関する議論状況を踏まえ、当連合会は、本決議をする。

2 少年法が少年非行対策に重要な役割を果たしてきたこと

現行少年法においては、非行を犯した少年は、すべて家庭裁判所に送致される。家庭裁判所においては、医学、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等専

門的知識を駆使して、少年自身の資質上の問題を少年鑑別所で詳細に調査し、また家庭裁判所調査官は、少年の保護者も呼び出して面接し、非行の経緯、動機、態様のみならず、少年の生育歴、家庭環境、生活状況、交友関係等まで深く踏み込んだ調査を行う。そして、少年審判においては、これらの調査・鑑別等の結果を踏まえて、少年の立ち直りのために必要な少年院送致や保護観察等の保護処分が決定され、その後少年院や保護観察所の指導・監督により、決定された保護処分が実施されている。

「犯罪白書」によれば、少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員は、1983年の31万7,438人から急激に減少し、2016年には、戦後最少の5万6,712人（前年比14.0%減）となっている。少年人口比でも、検挙人員は減少傾向にある。

また、少年の重大・凶悪事件についても、総数・人口当たりの発生件数ともに減少しており、年長少年（18歳、19歳の少年）に関しても傾向は同じである。

この傾向は、少年法の基本的な枠組みが、年長少年を含む少年の更生に対して功を奏していることを意味するのであり、年長少年を少年法の手厚い対象から外すことを正当化する立法事実はどこにもない。

3 少年法の適用対象年齢を引き下げた場合の問題点

「犯罪白書」によれば、2016年に検察庁が新しく受理した少年被疑者数は7万2,274人であり、そのうち年長少年は3万9,469人で、約54.6%を占めている。

仮に、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合、家庭裁判所が取り扱っていた少年の54.6%について少年法の適用からは除外され、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による社会調査や資質鑑別の手続きが行われなくなり、それらの手続きを受けて実施される保護観察所や少年院等の処遇機関での少年に応じたきめ細やかな教育と援助もなされないことになる。

また、「検察統計」によると、2016年の刑法犯の起訴率は18.7%に過ぎない上、年長少年による犯罪の多くは成人後の初犯となることからすれば、年長少年による犯罪は起訴猶予、罰金、懲役刑の全部執行猶予で終わるケースが大半となることが予想される。

結局、年長少年については、犯罪の背景、資質上の課題、環境上の問題点等に関する調査・分析と立ち直りのための手当てが何らなされないままに手続きを終えることになる。

これでは、年長少年の更生の機会を奪うことになりかねない。

4 「若年者に対する新たな処分」の問題点

現在、法制審においては、適用年齢を引き下げた場合に導入すべき処遇として、「若年者に対する新たな処分」についての検討が進められている。具体的には、年長少年について、検察官が公訴を提起しないと判断した場合には、家庭裁判所が調査官による要保護性の調査をした上で、家庭裁判所において、少年審判類似の非公開の審判を行い、行為責任の限度において、保護観察処分の要否を判断するという処分が構想されている。

しかし、この処分の対象となった場合、行為責任を上限とすることからすれば、要保護性の高い場合であっても、鑑別所による心身鑑別や、少年院教育を想定することはできず、在宅処分の枠組みだけで、教育的・福祉的対応や環境調整をしていくことになり、それでは不十分なケースも想定できる。さらに、施設収容がない在宅処分と初めから確定しているため、対象者のやる気を引き出せるのかも疑問である。

以上からすれば、「若年者に対する新たな処分」は、少年法適用年齢の引下げの弊害を補えるものではない。

法制審においては、他の犯罪者処遇策についても検討がなされている。しかし、いずれの処遇策も、行為責任主義を原則とする以上、現行少年法に基づく、健全育成を目的とし、性格の矯正をはかる制度を代替しうるものにはなりえない。

5 適用年齢は個別の法律ごとに考慮すべきであること

少年法の適用年齢を引き下げるべきであるとする見解は、「大人」として取り扱われる年齢を統一することの「国法上の統一性や分かりやすさ」といった観点をあげる。

しかし、法律の適用区分はその法律ごとの目的や保護法益に応じて個別に定められるべきものである。成年年齢を引き下げる改正民法の成立に当たり、健康面やギャンブル依存症への懸念から、飲酒や喫煙、競馬や競輪などについては、現在の20歳の基準が維持されたことからしても、法律の適用区分が法律ごとに定められる必要があることは明らかである。少年法の適用年齢は、その未成熟性と可塑性を踏まえて、どのように対応することが立ち直りや再犯防止に有効であるかといった観点から判断されるべきものであり、「国法上の統一性や分かりやすさ」といった単純な基準で安易に決められてはならない。

6 結語

以上のとおり、少年法の適用年齢を引き下げるべき立法事実は存在せず、その必要性も合理的理由もない。

当連合会としては、数多くの少年に立直りの機会を与えてきた少年法の理念とその機能、実績を踏まえ、少年法適用年齢引下げに反対するものである。

以上